



2025年3月14日

各 位

会 社 名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード：7958、東証プライム)
問合せ先 取締役 総務部長
則武 勝
(TEL. 03-3598-5511)

会 社 名 FHLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 金田 宏

FHLホールディングス株式会社による 天馬株式会社株式（証券コード7958）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

FHLホールディングス株式会社は、本日、天馬株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、FHLホールディングス株式会社（公開買付者）が、天馬株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年3月14日付「天馬株式会社株式（証券コード7958）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年3月14日

各 位

会 社 名 FHLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 金田 宏

天馬株式会社（証券コード：7958）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

FHLホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、天馬株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード7958、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、2018年8月27日に設立された株式会社であり、本日現在において、投資業務等を主たる事業内容として、主として対象者株式を所有する対象者の創業家の資産管理会社です。本日現在、対象者の取締役かつ創業家の1人である金田宏氏（以下「金田宏氏」といいます。）及び金田宏氏の配偶者であるイ・スジョン氏（以下「イ・スジョン氏」といいます。）が代表取締役を務め、金田宏氏及びイ・スジョン氏がその発行済株式の全てを所有しております。本日現在、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式2,786,000株（所有割合（注1）：13.80%）を所有する対象者の主要株主である第2位株主（2024年9月30日時点。以下株主の順位の記載について同じです。（注2））です。また、公開買付者がその発行済株式の全てを所有し、金田宏氏が代表取締役を務める株式会社カネダ興産（以下「カネダ興産」といいます。）は、対象者株式2,924,120株（所有割合：14.49%）を所有する対象者の主要株主である筆頭株主であり、また、金田宏氏は、対象者株式300,771株（注3）（所有割合：1.49%）を所有しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年3月11日に公表した「自己株券買付状況報告書」に記載された2025年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（22,313,026株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,130,389株。なお、当該自己株式数には、対象者の役職員を対象とする株式報酬制度により三井住友信託銀行株式会社が役員向け株式交付信託の信託財産として所有する対象者株式237,504株（所有割合：1.18%）及び従業員向け株式交付信託の信託財産として所有する対象者株式13,000株（所有割合：0.06%）は含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（20,182,637株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注2）対象者が2024年11月8日に提出した第77期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」によれば、対象者株式については、ダルトン・インベストメンツ・インク（以下「ダルトン・インベストメンツ」といいます。）から大量保有報告書（変更報告書）が提出されておりますが、対象者として2024年9月30日現在におけるダルトン・インベストメンツの実質所有株式数の確認ができないとされていることから、本プレスリリース中の株主順位は、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」における「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」を参照の上、割合が大きい順に記載したものです。

なお、ダルトン・インベストメンツから報告を受けた本日現在の所有株式数は 3,699,700 株（所有割合：18.33%）です。

（注3）株式交付信託に係る規程上、株式報酬制度による対象者株式の交付は原則として退任時とされているため、金田宏氏の所有する株式数 300,771 株（所有割合：1.49%）には、株式報酬制度に基づき同氏が本日現在所有するポイント数に応じた対象者株式数（6,821 株）は含めておりません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注4）に該当し、金田宏氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。本日現在、公開買付者と対象者のその他の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）との間には、本取引後の役員就任や処遇について合意はなく、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（注4）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、金田宏氏（所有株式数：300,771 株、所有割合：1.49%）及び対象者の第6位株主であり、2014年6月から2020年6月まで対象者の代表取締役会長を務めており、かつ金田宏氏の父である金田保一氏（以下「金田保一氏」といいます。）（所有株式数：840,716 株、所有割合：4.17%）が本取引後も対象者の株主としての地位を継続することを目的として、金田宏氏及び金田保一氏との間で、本日付でそれぞれ応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約」と総称します。）を締結し、金田宏氏は、金田宏氏が所有する対象者株式のうち、101,000 株（所有割合：0.50%）は本公開買付けに応募し、残りの 199,771 株（所有割合：0.99%）は本公開買付けに応募しない旨、金田保一氏は、金田保一氏が所有する対象者株式のうち、281,000 株（所有割合：1.39%）は本公開買付けに応募し、残りの 559,716 株（所有割合：2.77%）は本公開買付けに応募しない旨を合意しております。また、公開買付者は、カナダ興産（所有株式数：2,924,120 株、所有割合：14.49%）並びに金田宏氏及び金田保一氏の資産管理会社であり、金田保一氏が代表取締役を務める有限会社ビー・ケー・ファイナンス（以下「ビー・ケー・ファイナンス」といいます。）（所有株式数：220,700 株、所有割合：1.09%）（以下、カナダ興産及びビー・ケー・ファイナンスを総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で、本日付でそれぞれ不応募契約（以下「本不応募契約」と総称します。）を締結し、本不応募合意株主は、それぞれが所有する対象者株式の全て（3,144,820 株、所有割合：15.58%）を本公開買付けに応募しない旨を合意しており、金田宏氏、金田保一氏及び本不応募合意株主（以下総称して「本不応募合意株主ら」といいます。）が本公開買付けに応募しないことに合意している対象者株式の合計は 3,904,307 株（所有割合：19.34%。以下「本不応募合意株式」といいます。）となります。また、本不応募合意株主らは、本応募・不応募契約又は本不応募契約において、(a) 本公開買付けは成立したものの、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本臨時株主総会（注5）において、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主らのみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨、及び (b) 本スクイーズアウト手続として行われる会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に公開買付者の要請があった場合には、他の本不応募合意株主らとの間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引（注6）を行う旨を合意しております。

（注5）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者に開催を要請する予定である本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変

更を行うことその他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

(注6)「本貸株取引」とは、公開買付者の要請があった場合に、本不応募合意株主らが当事者となって対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、借主となる本不応募合意株主らが、貸主となる本不応募合意株主らの所有する対象者株式の全部又は一部を借受ける取引をいいます。具体的には、①金田保一氏、カネダ興産及びビー・ケー・ファイナンスが、本貸株取引における貸主となり、それぞれが所有する対象者株式の全てを金田宏氏へ貸し出すこと、並びに、②本貸株取引における借主となった金田宏氏が、金田保一氏、カネダ興産及びビー・ケー・ファイナンスに対して、本株式併合の効力発生後、本貸株取引を解消し、当該借受けた対象者株式の全てを返還することを通じて、各本不応募合意株主らが本スクイーズアウト手続後も対象者株式を継続して所有することを実現する予定です。

また、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ダルトン・インベストメンツ（所有株式数：3,699,700株、所有割合：18.33%）との間で、本日付で公開買付応募契約を締結し、ダルトン・インベストメンツが所有する対象者株式の全て（3,699,700株、所有割合：18.33%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。これにより、金田宏氏、金田保一氏及びダルトン・インベストメンツが本公開買付けに応募することに合意している対象者株式の合計は4,081,700株（所有割合：20.22%）となります。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

- (1) 対象者の名称
天馬株式会社
- (2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- (3) 買付け等の価格
普通株式1株につき、金3,580円
- (4) 買付け等の期間
2025年3月17日（月曜日）から2025年4月28日（月曜日）まで（30営業日）
- (5) 決済の開始日
2025年5月9日（金曜日）
- (6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,492,330(株)	6,764,800(株)	—(株)
合計	13,492,330(株)	6,764,800(株)	—(株)

- (7) 公開買付代理人
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年3月17日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。